

消教推第 242 号

2022 年5月18日

各都道府県消費者行政担当課長 殿

各指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者教育推進課長

「社会への扉」等を活用した私立高等学校、特別支援学校等向けの
出前講座事業の実施について(協力依頼)

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

2022 年4月に成年年齢引下げが施行されました。これまで、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(2018 年 2 月 20 日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)」等に基づき、「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育が全国の高等学校等において実施されるよう働き掛けを行ってきたところ、各地方公共団体の皆様の御協力により、実践的な消費者教育が実施された高等学校等の割合は高まってきました。

しかしながら、学校種別ごとの実績としては、国公立の高等学校に比べ、私立高等学校、特別支援学校における実施率が相対的に低く、私立高等学校、特別支援学校における実践的な消費者教育の促進が今後の課題となっています。

そのため、消費者庁では、昨年度に引き続き全国の私立高等学校、特別支援学校を主な対象とした出前講座事業¹を実施することとし(事業概要については別紙参照)、今般、公益社団法人全国消費生活相談員協会(以下、「全相協」という。)に本事業の業務委託を行いました。個別の学校への説明や講師派遣等は委託先である全相協が直接行いますが、貴職におかれましては、本事業が多くの私立高等学校、特別支援学校等において積極的に御活用いただけるよう、管内の私立高等学校、特別支援学校等への周知、働き掛けに御協力いただきますようお願いいたします。

また、消費者庁においては、高等学校等で活用できる教材等を作成し、消費者庁ウェブサイトの「18 歳から大人」特設ページにおいて公表しておりますので、各学校の実情や授業構成等に応じて御活用いただけるよう、併せて管内各学校等への周知に御協力をお願いいたします。

¹ 高校では遅いという声や、成年に達したばかりの大学生にもまだまだ消費者教育が必要との声も寄せられていることから、本年度事業では対象を拡大し、ご希望があれば、同趣旨の内容の出前講座を中学校や大学でも実施することを可能としております。

なお、本出前講座事業につきましては、文部科学省を通じて私立高等学校担当部局及び教育委員会にも周知等の御協力依頼を行いますので、私立高等学校担当部局及び教育委員会とも連携した取組をよろしくお願いいたします。

「18歳から大人」特設ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
消費者庁消費者教育推進課 消費者教育担当
TEL 03-3507-7566(直通)
E-mail g.kyoiku@caa.go.jp